

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年1月23日 03時15分ごろ～07時58分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県洲本市宮崎鼻北東方沖の漁場～洲本市所在の淡路由良港成山防波堤灯台から真方位323°4,300m付近の間）
事故調査の経過	平成25年1月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、4.9トン HG3-35741（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 3.08m × 0.96m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和60年7月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月1日 免許証交付日 平成23年3月16日 （平成29年2月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年1月23日03時00分ごろ洲本市由良漁港を出港し、03時15分ごろ同漁港の北北西方3海里付近の同市宮崎鼻北東方の漁場に到着して僚船約4～5隻と共に底びき網漁業の操業を始めた。 本船は、07時58分ごろ淡路由良港成山防波堤灯台から真方位323°4,300m付近の護岸の消波ブロックにおいて、船首を北に向けて左舷側を接舷した状態で漂着しているところを発見され、船内に船長がいないことが確認された。 本船の発見者は、本船が所属する漁業協同組合に連絡し、同組合では、操業中の漁船に対して船長の搜索を要請するとともに、海上保安庁に通報した。

	<p>本船は、僚船によりえい航されて由良漁港に帰港した。</p> <p>船長は、09時30分ごろ、本船の漂着場所の南南東方600m付近の護岸から約50m沖において、捜索中の僚船によりうつ伏せ状態で浮いているところを発見され、揚収された。</p> <p>船長は、由良漁港に搬送されたが、死亡が確認され、死因は、海水の吸引による窒息と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約5～6m/s、視界 良好 気象警報及び注意報 なし</p> <p>海象：波高 約0.5～1m、うねり なし、潮汐 高潮時 日出時刻：07時01分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、長年漁業に従事し、本船には、昭和60年の建造時から乗船して底びき網漁業などを営んでおり、ふだんは03時00分ごろ由良漁港を出港して宮崎ノ鼻北東方の漁場で操業を行い、1回の操業に約1時間を要し、6回操業して09時00分ごろ帰港していた。</p> <p>本船は、いつも宮崎ノ鼻北東方の水深が約30～40mの漁場で操業しており、本事故当日、同漁場では、約4～5隻の底びき網漁船が操業していた。</p> <p>本船の所属漁業協同組合では、由良漁港の各船だまりに黄色の回転灯を設置し、毎日03時00分に点灯するようにタイマーをセットしており、各底びき網漁船が同回転灯の点灯後に出港するようにしていた。</p> <p>本船が漂着した場所の南南東方1,300m付近にある工場の従業員は、07時50分ごろ本船が消波ブロックの沖50m付近で漂流していることを不審に思い、同工場の従業員が、確認に向かい、漂着した本船の船内に船長が見当たらないことを確認した。</p> <p>本船の漂着時の状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船首を北に向けて左舷側が消波ブロックに接舷していた。</li> <li>・機関が運転中であったが、船尾甲板のウインチの右舷側にある機関の操縦ハンドルが中立の位置にあった。</li> <li>・底びき網漁具の開口板及び引き索は、収納されていたが、イカや魚が入った袋網の網尻部分が船尾の開口部から出て海面に着いていた。</li> <li>・船尾甲板に設置されたウインチの右舷側にあるサイドローラーが回転していた。</li> <li>・船尾甲板に上がっていた袋網の網口付近がロープで絞られ、同ロープが船尾甲板上にあるデリックに吊り下げられていた。</li> <li>・デリックを引き揚げる身綱（支持索）は、ウインチの右舷側にある支柱のクリートに係止された状態であり、サイドローラーに巻かれてはいなかった。</li> </ul> <p>本船の船体には、衝突等による損傷はなかった。</p>

	<p>船長は、防寒衣の下に救命胴衣を着用しており、ゴム長靴を履いていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、海水の吸引による窒息であった。</p> <p>本船は、03時15分ごろから宮崎鼻北東方の漁場で底びき網漁の操業を開始したのち、07時58分ごろ淡路由良港成山防波堤灯台から真方位323°4,300m付近の護岸の消波ブロックに無人で漂着しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水して海水の吸引により窒息した可能性があると考えられるが、窒息するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、機関が運転状態で操縦ハンドルが中立の位置にあり、底びき網の網尻部分が船尾の開口部から出て海面に着いた状態となっており、袋網の網口に掛けたロープがデリックに吊り下げられ、サイドローラーが回っていたものの、デリックの支持索が係止された状態となっていたことから、船長が、船尾の開口部から袋網を引き揚げる作業中に落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、宮崎鼻北東方の漁場において揚網作業中、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本船の所属漁業協同組合では、次の再発防止策を講じることとした。</p> <p>底びき網漁船の乗組員に対し、救命胴衣の着用を周知徹底させるとともに、操業中に救命胴衣を着用しない漁船に対しては、操業の自粛を要請するなどの厳しい措置を採ることを申し合わせた。</p>